

社会福祉法人 光 和 苑

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービスの共同生活援助事業

運 営 規 定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス（介護サービス包括型生活援助）事業所いなみつ運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人光和苑が設置する、いなみつ（以下「事業所」という）を主たる事業所として実施する指定障害福祉サービス事業の介護サービス包括型共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する省令」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準」という。）及び「福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年福岡県条例五十七号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 いなみつ

所在地 福岡県京都郡苅田町大字稲光1442

① グリーンルームA

所在地 福岡県京都郡苅田町大字稲光1441

② グリーンルームB

所在地 福岡県京都郡苅田町大字稲光1442

③ グリーンルームC

所在地 福岡県京都郡苅田町大字稲光1440

④ すみれ庵

所在地 福岡県京都郡苅田町大字稲光 1 2 3 5 - 3

⑤ もみじ

所在地 福岡県京都郡苅田町大字稲光 1 2 3 5 - 3

⑥ グレープ

所在地 福岡県行橋市大字金屋 8 0 1 - 4

⑦ グレープⅡ

所在地 福岡県行橋市大字金屋 8 0 1 - 1 2

⑧ ほおずき

所在地 福岡県京都郡苅田町大字稲光 9 5 9 - 1

⑨ うぐいす

所在地 福岡県京都郡苅田町大字稲光 9 5 9 - 1

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている共同生活援助の実施に関し、事業所の従業者に対し、遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 世話人 12名以上(常勤換算)

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(3) 生活支援員 9名以上(常勤換算)

生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常の生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護等を行う。

(4) サービス管理責任者 3名

サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に関する業務のほか、基準第210条の6に定める業務を行う。

(5) その他(事務職員等) 0名

(入居定員)

第5条 事業所における、各共同生活住居の利用定員は次のとおりとする。

①グリーンルームA 10名

②グリーンルームB 10名

③グリーンルームC 10名

④すみれ庵 6名

⑤もみじ 10名

⑥グレープ 10名

⑦グレープⅡ	9名	
⑧ほおずき	10名	
⑨うぐいす	10名	合計定員数 85名

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

- (1) 知的障害者
- (2) 精神障害者
- (3) 身体障害者

(共同生活援助の内容)

第7条 事業所で行う共同生活援助の内容は次の(1)から(7)のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ及び食事等の介護
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 職場等との連絡調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定共同生活援助を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。

ただし、利用者負担額の月額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第4項の定めによるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者から受領する。

3 家賃、預り金手数料の費用については、毎月1日に当該月分を利用者から徴収し、光熱水費、食材料費の費用については翌月の15日に利用者から徴収する。

入居者が月の初日以外の日に該当サービスの利用を開始、あるいは退所した場合、家賃、光熱水費は日割り計算とする。また、5日以上入院の場合は光熱水費を日割り計算とし、事前の申し出(5日前)による帰省の場合の欠食分は、食材料費の負担の対象外とする。

4 前項の費用については、共同生活援助重要事項説明書「6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく訓練給付支給外サービス」のとおり、入居者の実費負担とする。

5 第4項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について書面によって説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6 第4項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係わる領収書を利用者に対し交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 事業所が定める日程に基づいて生活し、規律を守り他人に迷惑を掛けず、相互の融和を図るよう努めること。
- (2) 建物や備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- (3) その他特に事業所が定めたこと。

(利用者負担額等に係わる管理)

第10条 事業所は、利用者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規程する負担上限月額をいう。以下同じ。）を越えるときは、事業者は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者に通知するものとする。

(緊急時等の対応)

第11条 現に共同生活援助の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業者が定める協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じると共に、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関又は主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県知事及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第14条 共同生活援助の提供の当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。

2 やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の作成)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情解決)

第16条 事業所は、その提供した共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等苦情解決体制を整備し、制度の概要及び第三者委員への直接の連絡先を利用者及びその家族に対し周知徹底するものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 事業所の職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

- 3 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見人制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置

2 職員は、利用者に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条7項に掲げる行為その他当該障害者の心身に有害な影響を与える行為を行わない。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第19条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的を実施する。

(掲示)

第20条 事業者は、共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人光和苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は 令和5年6月1日改定施行する。
- 2 この規程は 令和6年4月1日改定施行する。